

関西電力の電気料金再値上げ申請に係る意見、質問

2015 年 4 月 21 日
全大阪消費者団体連絡会
事務局長 飯田秀男

1. 関西電力は、第 24 回電気料金審査専門小委員会資料 6 の「はじめに」において以下のように見解を述べられました。

ア. 料金審査にあたっては、「もう一段の効率化努力を織り込む余地がないのか」、「供給原価として不適切なものが含まれていないか」といった観点で査定が検討されることとなりますが、この査定は、上記の趣旨を踏まえるとともに、合理的な根拠に基づいたものであるべきことは論を俟ちません。

例えば、事業者が最大限努力したとしても達成不能な効率化や、労働災害や設備事故の発生など、安全・安定供給を損ないかねないような効率化は、適切な効率化ではありません。また、第三者要因 など、事業者のコントロールが及ばない事象にかかるコストの査定も、合理的とはいえません。

イ. 料金審査の結果、査定がなされれば、事業者はその内容を具体的な業務計画に反映し、その達成に向け、全社一丸となって取り組んでいくこととなります。仮に、上記のような合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なくなりますが、これは効率化額の評価において、査定項目について費目別の達成が求められていることとも矛盾します。

(ア、イは便宜上、筆者が付けた記号)

アにおいては、適切な効率化ではない事例として、「事業者が最大限努力したとしても達成不能な効率化や、労働災害や設備事故の発生など、安全・安定供給を損ないかねないような効率化」を挙げました。合理的な査定ではない事例として、「第三者要因 など、事業者のコントロールが及ばない事象にかかるコストの査定」を挙げました。

その上で、イで、「査定がなされれば、事業者はその内容を具体的な業務計画に反映し、その達成に向け、全社一丸となって取り組んでいくことと」なると査定内容に事業計画が制約される旨を指摘しています。

そして、「仮に、上記のような合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なくなりますが」として、「これは効率化額の評価において、査定項目について費目別の達成が求められていることとも矛盾します」と指摘されました。

①「仮に、上記のような合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なくなります」として、「これは効率化額の評価において、査定項目について費目別の達成が求められていることとも矛盾します」と指摘された関西電力の考え方について確認したいと思います。飯田は、以下のように解釈しましたが、関西電力の見解の趣旨に相違ないか、教えてください。

関西電力の趣旨は、以下のように理解できます。

1) 電気料金審査専門小委員会（以下、小委員会）の議論では、査定項目について費目別に効率化額の達成・未達成が強調されるが、合理性を欠く査定が行われた場合には当該費目の効率化を進めることは事業者にとって無理で、その際に事業者がとり得る道は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄うことになる。それは、当該費目の効率化額は未達成になるものの、他の費用で超過達成をすることでトータルとして査定内容を満たすことになる。しかし、この措置は、費目ごとの査定内容を満たすという小委員会の査定方針をクリアすることにはならず、効率化の評価において肯定的な評価にならない。したがって、合理性を欠く査定が行われた場合には矛盾を起こす。

2) 関西電力のいう矛盾しない場合とは、合理性を欠く査定が行われず、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なくなることが起きない場合ということになる。それは、小委員会において合理性を欠く査定が行われなかった場合に、関西電力がとり得る行動は以下のうち、ウ、エのケースになる。

ア. 小委員会としては合理性のある査定が行ったものの、関西電力がその査定方針に沿って事業を進めることを納得できず、査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄うケース

イ. 小委員会としては合理性のある査定が行ったものの、関西電力の経営陣の判断のみでは実施できず、査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄うケース

ウ. 小委員会として合理性のある査定が行われ、関西電力がその査定方針に沿って事業を進めることを納得したケース

エ. 関西電力の申請内容が小委員会ですのまま認められ、査定額0となり、申請内容に沿って事業を行うケース

②以上のように考えると、関西電力の見解では、小委員会が矛盾なき査定を行うには、結局のところ、関西電力の納得した申請原価の計画を了とする以外に、小委員会の選択肢はないということになるのではないですか。それは、2013年4月の査定に基づいて原価申請を行い、事業を進めてきた関西電力の実績とも矛盾するのではないですか。

③「査定がなされれば、事業者はその内容を具体的な業務計画に反映し、その達成に向け、全社一丸となって取り組んでいくことと」なると査定内容に事業計画が制約される旨を表明されました。一方で、2013年4月の査定にかかる役員報酬額のレベルは達成されませんでしたし、3ヵ年平均で考えれば今年度計画においても達成する意思のないものとなっています。関西電力の役員は、その事業計画の達成に責任を負う立場にあると考えられますが、こと役員報酬の査定レベルの達成について、「その達成に向け、全社一丸となって取り組むことにならないのはなぜですか。あるいは、一丸となって取り組んでも達成できない要因が他にあるのでしょうか。

④関西電力の見解に沿って考えると、「合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なく」なる事案に相当するので、役員報酬は2013年4月の査定には従わず、3ヶ年の査定額と実績との差額を他の費用の効率化によって賄うこととしたのでしょうか。そうだとすると、2013年4月の役員報酬に係る査定は、「合理性を欠く査定」だったと関西電力は評価したことになりますが、何をもって電気料金審査専門委員会の査定が「合理性を欠く査定」であるとするのかその根拠を教えてください。